

韓国知的財産ニュース 2014 年 11 月前期

(No. 282)

発行年月日：2014 年 11 月 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 「世界特許ハブ国家」の発足…官民 IP 専門家が知恵を絞る(11. 4.)
- 2-2 特許庁、WIPO と IP 国際教育課程を運営(11. 4.)
- 2-3 韓国知識財産サービス協会、東京特許・情報フェア&コンファレンスに参加(11. 5.)
- 2-4 大田市、来年度 IP 戦略事業に 136 億を編成(11. 5.)
- 2-5 2014 年 1～3Q の知的財産出願、例年に比べ大幅に増加(11. 5.)
- 2-6 第 1 回特許分析ノウハウおよび方法論コンテストが開催(11. 6.)
- 2-7 韓国伝統知識ポータル、ユーザの利便性を向上(11. 10.)
- 2-8 日中韓特許庁、ユーザの利便性向上に向けた取り組みへ協力(11. 10.)
- 2-9 「第 4 回産業技術保護の日」記念式が開催(11. 11.)
- 2-10 「五感商標の創出・活用戦略カンファレンス」が開催(11. 14.)
- 2-11 特許庁、安東で知的財産フォーラムを開催(11. 14.)
- 2-12 特許庁、出願・登録に関する出張説明会を開催(11. 14.)
- 2-13 特許庁、物理・融合保安産業の IP 競争力を強化(11. 14.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG 化学-SK イノ、「3 年間の特許紛争」に終止符(11. 4.)
- 3-2 SK ケミカル、ノバルティスとの「イクセロンパッチ」特許訴訟第 2 審で勝訴(11. 11.)
- 3-3 サムスン電子、NVIDIA に「反訴」…虚偽広告も提起(11. 13.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 中国ブランドの逆襲(11. 11.)
- 4-2 ウィメブ、ブラックフライデーに関する用語独占…業界で議論(11. 12.)

その他一般

- 5-1 LG 電子 - グーグル「グローバル特許を共有」…10年後の特許まで(11. 5.)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 「世界特許ハブ国家」の発足…官民 IP 専門家が知恵を絞る

[電子新聞\(2014. 11. 4\)](#)

グローバル特許立国への跳躍を目指す推進委員会「世界特許ハブ国家」が発足した。特許訴訟の管轄集中・訴訟専門人材の育成・特許訴訟の損害賠償制度の改善などを掲げて、グローバル市場における競争力を備えるために様々な活動に取り組む予定だ。

最近、韓国知識財産サービス協会が主催した「IP リーダーズフォーラム」に世界特許ハブ国家の共同代表の資格で参加した新政治民主連合のウォン・ヘヨン議員は「世界特許ハブ国家の発足により、国内企業が特許競争力を備えられると思う」と述べた。

64人の与野党議員と KAIST および知的財産に関する官民の専門家 20人が参加した同委員会は、昨年7月、関連懇談会を機に委員会の旗揚げに合意した。未来創造科学部、国家知識財産委員会、科学技術政策研究員、法院行政処、特許庁、中小企業庁、大韓弁護士協会、大韓弁理士協会などの関連機関と協力し、特許審査人材の拡大と予算、専門性の強化など特許競争力の強化を推進していく方針だ。

ウォン議員は「韓国は優秀な司法府人材がいて、その人材が特許専門性を備えれば、ほとんどの問題は解決できると思う。世界特許ハブ国家も専門性の強化を主要戦略に位置づけ、韓国が IP ハブ国家に定着する活動に組織的・体系的に臨んでいきたい」と説明

した。

韓国知識財産専門弁護士協会のクォン・テクス会長は「知的財産に興味のある弁護士に教育プログラムを提供し、究極的には専門人材に育成していきたい。在野が充実すれば、司法府も自然と強化され、共存共栄ができると思う」と述べた。

業界では、量的な成長を遂げたものの未だに基盤環境が充実していない韓国特許業界において、同協会が実質的な中心の役割を果たしてくれることと期待している。

テクビーアイのキム・ギレ社長は「より体系的な実現方策を講じるためには、組織化が必要だと思う。民間レベルの協会などで青写真を提示し、実務的な取り組みについて衆知を集める場があればと思う」と話した。

<世界特許ハブ国家の経緯>

日付	内容
2013. 7. 25.	国会議員 - 専門家による特許関連懇談会
2013. 9. 26.	大韓民国世界特許ハブ未来戦略シンポジウムの開催 - 推進委の公論化
2014. 9. 23.	大韓民国世界特許ハブ国家の創立総会 - 定款の承認、および今後の推進計画・IP 国際動向の点検
2014. 10. 31.	与野党の 64 議員と官民専門家 20 人が参加する委員会として、活動を開始

チョン・ミナ記者

2-2 特許庁、WIPO と IP 国際教育課程を運営

韓国特許庁(2014. 11. 4.)

特許庁は、「韓 - WIPO 共同国際教育課程(AICC、Advanced International Certificate Course)」を 11 月 5 日から 7 日までの 3 日間、ソウル市江南区駅三洞にある韓国知識財産センターで開催する。

国際知的財産権の専門家を育成するための同課程は、韓国特許庁、WIPO(世界知的財産所有権機関)、KAIST および韓国発明振興会が共同で主管する。

グローバルビジネス環境において、英語で知的財産権の活用戦略に関する事例研究などを取り上げるオフライン深化教育課程である。

同過程には、事前オンライン過程を履修した修了生のうち 23 カ国の 40 人が参加する予定だ。IP 教育分野の専門家である米ノースウェスタン・ロースクールのクリントン・フランシス教授(Prof. Clinton W. Francis)、豪の技術取引およびライセンス専門家のフィリップ・メンデス(Mr. Philip Mendes)、WIPO 革新局のマシュー・レイニー(Mr. Matthew Rainey)、KAIST 知識財産大学院(MIP)のチェ・ドンジン教授などが講義を行う。

フランシス教授は、「同プログラムは、世界中の企業、法曹界、政府、学会が参加するという点が特別で、経営の成功に向けた知的財産権の管理方法を提示する。学びの機会のみならず、世界各国から来た専門家とネットワークを作られる良い機会を提供している」と説明した。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「今回の教育課程は、国内・国外の優秀人材が IP 市場において、特化した専門人材として認められる良い機会になるはずだ」と述べた。

2-3 韓国知識財産サービス協会、東京特許・情報フェア&コンファレンスに参加

電子新聞(2014. 11. 5.)

韓国知識財産サービス協会は、5 日から 7 日まで東京科学技術館で開催される「特許・情報フェア&コンファレンス 2014(PIFC)」に参加する。PIFC は、80 社の世界主要知的財産(IP)サービス関連企業と機関が展示会とコンファレンスに参加し、2 万人に上るユーザが来場するなど、IP 分野の代表的な国際イベントである。

韓国知識財産サービス協会は、特許庁の支援を受けて IP サービス企業の海外進出を後押しするため、ドウオンドットコム、マンソン国際特許、メントエスアンドティー、特許法人イジー、韓国発明振興会など、国内 IP サービス業者と機関で構成された共同の広報ブースを出展し、IP 情報の調査・分析、IP 翻訳、IP 技術移転および事業化、技術価値評価など関連サービスを紹介する。

さらに、WIPS および共同ブースの参加企業などで 30 人規模の展示・見学団を構成し、日本日立製作所とライン(LINE)本社を訪問して、日韓間の IP 情報交流の活性化および協力拡大を推進する予定だ。

チョン・ミナ記者

2-4 大田市、来年度 IP 戦略事業に 136 億を編成

電子新聞(2014. 11. 5.)

5 日、大田市は知識財産委員会を開き、来年度の知的財産(IP)戦略事業に 136 億ウォンを編成・確定した。

同日、委員会では、IP 創出の拡大など 8 大戦略目標を設定し、16 大重要管理課題を選定した。

大田市は、非首都圏の産業財産権出願率の全国トップ維持を目指して IP サービス産業を目玉産業として育成するとの計画だ。これに関して、地域主力産業に IP サービス業を反映したほか、来年度予算で 21 億ウォンを編成した。

主な事業として、△特許・ブランド・デザイン創出の支援拡大 △特許技術の流通、発明コンテストなど IP 発掘の拡大 △IP 専門家の派遣によるコンサルティング支援 △IP 取引およびコンサルティング産業の育成 △R&D 成果の事業化および技術拡散の環境作り △IP 人材の育成などを推進する予定だ。

大田市新成長産業課のイ・ヨング課長は、「これから地域の特性を踏まえた IP サービス産業を地域特化産業として集中的に育成し、韓国特許情報院の大田移転を機に大田市を名実ともに特許ハブ都市として構築していきたい」と述べた。

シン・ソンミ記者

2-5 2014 年 1~3Q の知的財産出願、例年に比べ大幅に増加

韓国特許庁(2014. 11. 5.)

特許庁は、統計需要者が主な統計情報を図表・グラフィックなどの形で容易に確認できるよう、インフォグラフィックを活用した分析データである「知識財産統計 FOCUS」を発行・提供する。

今年上半期の FOCUS が 2013 年の IP 統計を効果的に伝えるために主要統計の選定およびインフォグラフィックの強化に集中したとすれば、今年下半期の FOCUS は、統計データを活用した深層分析データの提供に集中した。その中でも、企業・個人・教育分野など出願人別の出願を詳しく分析しており、3D プリント産業の出願動向、クラスター産業団地の出願現況など、様々なコンテンツを提供している。

<2014年1～3/4 四半期の IP 統計の現況>

「IP 統計 FOCUS」によると、2014年3/4 四半期までの IP 出願は合計 327,824 件で、前年比 6.0%増加した。これは 2009 年から 2013 年までの同期間年平均増減率(2.9%)より高く、例年より出願が大幅に増加したことが分かる。

2014年1～3/4 四半期の登録件数は 215,166 件で、前年同期比 3.0%増加した。権利別では、特許とデザインが前年同期比それぞれ 3.8%、14.9%上昇した反面、実用新案と商標はそれぞれ△17.6%、△2.1%減少した。

<出願人の類型別の特許出願>

出願人を国内の大企業、中堅企業、中小企業、個人、公共研究機関、教育分野、外国、その他に分けて出願動向を分析した結果、2013 年は大企業が 23.5%と最も高く、外国(21.8%)と個人(18.3%)もそれぞれ全体の 1/5 に近い割合を占めていた。

出願の伸び率も大企業が 12.8%と最も高かった。教育分野は 10.0%で 2 番目となったが、出願全体で占める割合は個人や外国人などに比べて低いものの、出願の伸び率では成果を上げていることが分かる。

2-6 第1回特許分析ノウハウおよび方法論コンテストが開催

韓国特許庁(2014.11.6.)

特許庁は、11月5日、ポスコ P&S で特許庁関係者および特許分析業界の関係者などの 100 人が参加した中、「第1回特許分析ノウハウおよび方法論コンテスト」を開催した。

今回のイベントは、特許分析の優秀事例を共有し、特許分析の新規方法論を開発した功労者を表彰することで、知的財産従事者の誇りと意志を高揚させる一方で、トップレベルの IP 分析および戦略立ての情報を共有することで、特許分析の方法論の革新・拡散させる目的で開催された。

特に、これまで別途に開催された「特許技術動向調査に関する特許分析の方法論コンテスト」と「IP-R&D 方法論コンテスト」を今年から「特許分析ノウハウおよび方法論コンテスト」に統合して開催し、特許分析および戦略立ての分野において、国内最大級のコンテストとして定着した。

同コンテストは、1 カ月間の応募・受付を経て参加者を募集し、2 回にわたる評価により「特許動向の分析」と「IP-R&D 戦略」の分野別に 6 機関ずつ計 12 の優秀機関を選定し、受賞者に対する表彰式と優秀な方法論の発表会などが行われた。

同コンテストでは、計 44 人(特許動向分析 28 人、IP-R&D 戦略 16 人)が様々な特許分析方法論を提示した。最終的には、特許 - デザイン統合分析の方法論を示した特許法人ダレの IP 戦略企画チームのイ・ミンジュ課長と市場性の指標に着目し、工程技術に特化した IP-R&D 方法論を提示した韓国知識戦略院のユン・ヘジン専門委員が最優秀賞を受賞した。

特許庁産業財産政策局のクオン・ヒョッジュン局長は「日々重要性が増している中核・オリジナル特許を創出するためには、R&D 全過程を IP の観点から取り上げる必要がある。そのためには、新たな特許分析方法論を開発し、共有することが極めて重要だ。こうした観点から特許分析の優秀例と新規 IP-R&D 方法論を共有する今回のコンテストが持つ意味は非常に大きなものといえる」と述べた。

特許庁は、今後もコンテストを定期的で開催して、特許分析の優秀例を共有し、広く活用されるように取り組む予定だ。

2-7 韓国伝統知識ポータル、ユーザの利便性を向上

韓国特許庁(2014. 11. 10.)

特許庁は、11 月 10 日、ユーザの利便性とアクセシビリティを大幅改善した新しい韓国伝統知識ポータル(<http://www.koreantk.com>)を公開した。

韓国伝統知識ポータルは、漢方薬材やキムチなど、韓国伝統知識の国際的な保護を目指して 2007 年に立ち上げられた。伝統知識の経済的重要性が高まったことを受けて、自然薬材、伝統処方箋、伝統料理、伝統工芸など幅広い分野に拡大され、2014 年現在、約 36 万件の膨大な知識情報データを構築している。

特に伝統知識文献は、2009 年、国際特許審査において調査が義務付けられる PCT 最小文献に指定されて以来、国内はもちろん海外特許庁の審査にも活用され、韓国の伝統知識が特許により独占されることを防ぐ役割を果たしている。

この度新しく公開される伝統知識ポータルは、2007 年の立ち上げ以来 7 年ぶりに

リニューアルを行い、より容易で正確に伝統知識の検索ができるように仕上げた。

まず、一般ユーザがより容易にデータを検索・活用することができるように、検索インターフェースを改善した。

伝統知識データの検索の場合、題名や学術誌などを指定して検索しなければならなかった従来のフィールド検索から、NAVER などポータルサイトで一般的に使われている自由検索を導入し、一致検索の順に表示する機能も追加した。

また、検索ワードを指定しなくても、希望する大項目を選択してから中項目、小項目の順にクリックしながら、詳細情報を探ることができる閲覧機能も導入する。

次に、市民参加型データベースを構築するため、FACEBOOK や Twitter など SNS にリンクすることができるソーシャル書き込み機能も取り入れた。

伝統知識ポータルのデータについてユーザの意見や追加内容などを書き込むと、その内容を SNS に発信し、第三者もそれに対する意見を提示することができるようにした。こうした機能は、伝統知識データおよびコンテンツに対する一般ユーザの参加を拡大させ、ユーザ間の情報共有機能を働きかけるため、データベースの充実化に貢献すると期待されている。

そのほかにも、ブラウザおよび端末機などといった様々な利用環境による制約が生じないように、ウェブ互換性を強化した。さらに、障害者に不利な利用環境を改善するため、ウェブへのアクセシビリティ指針を守りつつ、より容易な利用ができるように改善した。

特許庁は、今回の伝統知識ポータルのリニューアルにより、伝統知識データを一般ユーザも簡単に検索・利用できるようになったことで、伝統知識の重要性と活用度に対する社会の関心が一層高まると期待している。

2-8 日中韓特許庁、ユーザの利便性向上に向けた取り組みへ協力

韓国特許庁(2014. 11. 10.)

韓国特許庁は、11月10日、ソウル・パートナーズハウスにて第14回日中韓特許庁長官会合を開催し、特許審査ハイウェー[※]の品質向上に向けて、各庁の関連統計データを相互交換し、現在、英語のみ提供している3国特許庁共通のウェブサイト(TRIPO.org)

を日中韓の3言語にリニューアルすることを決めるなど、ユーザ(出願人)の利便性向上に向けた3国特許庁間の協力をさらに強化することに合意した。

※特許審査ハイウェイ (PPH ; Patent Prosecution Highway) : 同様の技術を2カ所以上の特許庁に出願した場合、一方の特許庁でポジティブな審査結果を受けると、その結果を基に他方でも迅速な審査ができるようにする制度

また、日中韓の特許庁長官は、これまで専門家グループにより行われてきた3カ国の審査・審判制度および実務に関する比較研究の結果を検討・承認して、大衆に公開する。

この度に公開される日中韓比較研究の結果には「明細書の補正基準に関する比較研究」、「明細書の記載要件に関する事例研究」および「拒絶決定不服審判に関する比較研究」が盛り込まれている。

こうした日中韓3国の審査・審判比較研究の結果は、3国の審査・審判制度および実務に対する出願人の理解を深めると同時に、韓国の出願人が中国と日本で迅速かつ便利に知的財産権を確保することができる基盤になると期待されている。

また、5大特許庁 (IP5[※]) の協力を有効に推進していくため、日中韓3国が特許制度の調和と特許品質に関する議論、そして特許分類と情報化協力の分野において緊密に協力していくことはもちろん、日中韓デザインフォーラムの持続的な開催にも合意する予定だ。

※IP5 (Intellectual Property 5) : 世界中の特許出願の8割以上を占めている世界5大特許庁を指す名称で、韓国をはじめ、米国、中国、日本、欧州の特許庁で構成されている。

さらに、日中韓特許庁は、知財権教育の重要性に対する認識を共有し、教材や講師の交流などの協力強化およびE-learningデータも3国共通ウェブサイトでも共有する予定だ。営業秘密保護分野で日中韓特許庁間の情報交換に向けた実務者レベルの議論も始めることにした。

併せて、11日には、ソウルの JW マリアットホテルで出願人、企業関係者、弁理士などの知財権関係者を対象に日中韓ユーザシンポジウムを開き、今回日中韓長官会合で合意した3カ国間の審査・審判制度および実務比較研究の結果を公開し、各国の実用新案制度を紹介するほか、職務発明や営業秘密制度、IP金融など、各国の懸案について話し合う予定だ。

韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「現在、世界各国で日中韓特許庁が受け付けている特許出願件数とデザイン出願件数は、それぞれ世界全体の 41%と 78%に上っており、知的財産分野において日中韓 3 国の協力は、極めて重要だ」と強調し、「今後、日中韓 3 国の緊密な協力により、特許ユーザに対して迅速で優秀なサービスを提供できるように力を入れていきたい」と述べた。

2-9 「第 4 回産業技術保護の日」記念式が開催

産業通商資源部(2014. 11. 11.)

産業技術の漏れを防ぎ、その重要性を発信する「第 4 回産業技術保護の日」の記念式が開かれた。

産業通商資源部と特許庁は、11 月 11 日、ソウル・ルネサンスホテルで国内・国外の産業セキュリティ専門家と関係者 300 人が参加した中、「第 4 回産業技術保護の日」記念式が開かれた。

同行事の第 1 部の記念式では、タレス豪州・ニュージーランドの Jason Brown 国家安全保障担当理事が「産業スパイの脅威への対応策」について、米産業セキュリティ協会 (ASIS) 国際セキュリティ標準委員会の Marc Siegel 委員長が「グローバル変化に伴うセキュリティおよび危機管理」について基調講演を行い、産業技術保護の有功者を表彰した。

第 2 部では、産業技術と営業秘密の保護戦略について話し合う国際セミナーが行われた。

< 第 4 回産業技術保護の日の記念式 >

- ①日時・場所：11. 11. (火)、9：00～18：00、ソウル・ルネサンスホテル
- ②主宰：産業通商資源部、特許庁
- ③主管：韓国産業技術保護協会、韓国特許情報院、韓国産業セキュリティ研究学会
- ④参加者：企業・研究所・大学などのセキュリティ担当者および産業セキュリティ専門家など約 300 人
- ⑤後援：YTN
- ⑥主な内容：記念式(基調講演、有功者表彰)、産業セキュリティに関する国際セミナー

記念式では、基調講演の後、産業技術漏洩犯 65 人(14 件)を摘発した蔚山地方警察庁

産業技術流出捜査チームのアン・キョンテ警衛など、産業技術保護の有功者 20 人が産業通商資源部長官表彰を受賞した。

特に、技術保護文化の拡散を目指して今年に新設された機関表彰は、「大企業 - 中小企業セキュリティ力量の同時成長プログラム」の実施など、中小協力会社と技術保護に積極的に取り組んだ LG ディ스플레이(株)が受賞した。

第 2 部の国際セミナーでは、産業技術と営業秘密の保護戦略を模索するための活発な議論が行われた。

LG ディ스플레이のムン・ヨンスン企業セキュリティ室長は、特別講演の中で、グローバル競争の様相が単一企業間の競争から企業ネットワーク間の競争にシフトしたため、企業の競争力は結局、協力関係にある中小企業を含むネットワーク能力に左右されると説明した。

また、企業のネットワーク競争力を保護する方法は、大企業と協力関係にある中小企業の技術保護に協力するための自発的な支援と参加にあると強調した。

産業通商資源部産業技術市場課のユ・ボプミン課長は、挨拶の中で「国の先端技術が海外に洩れることを防止し、保護することは、個人と企業レベルを超えて国レベルの経済セキュリティに関する問題だ」と述べた。

さらに、「韓国企業が潜在的なリスクを考慮せず、目の前の利益のみを追求する短期的な考え方から離れ、企業の中核技術を保護し、ひいては国の競争力を強化するという社会的責任を果たさなければならない」と強調した。

2-10 「五感商標の創出・活用戦略カンファレンス」が開催

韓国特許庁(2014. 11. 14.)

特許庁は、17 日、韓国科学技術会館で「2014 グローバル企業の五感商標の創出・活用戦略カンファレンス」を開催する。

五感商標とは、聴覚、嗅覚などの五感によって知覚できる感覚的商標、または立体的・動的な形で構成されている商標など、新しい類型の商標を意味する。世界中の商標・ブランド専門家が「五感を支配する企業のみが生き残ることができる」と言い切るほど、近頃のマーケティング業界では、五感ブームが巻き起こっている。

この現象は、過去のブランド戦略が商品の品質や価格、機能を強調することに重きを置いていたとすれば、最近の商品間の格差が縮まって価格や機能による特化が難しいため、企業が消費者の感性に訴える「五感ブランディング」により、ブランド・ロイヤルティの強化に乗り出している影響とみられる。

例えば、米半導体メーカーの「インテル」の場合、表に出ないという商品の特性上、「半導体」を消費者に PR することが容易ではなかった。だが、インテルは、自社 CPU を供給している 300 余りの PC メーカーの広告に「インテル・インサイド」というロゴとともに5音調の音を3秒間流れるようにした。同広告に使われた音の商標は、「インテル」を世界中の消費者の脳裏に植え付けるという成果を上げた。

KIA 自動車もブランド・コミュニケーション戦略として五感ブランディングを掲げている。聴覚を活用した KIA ブランド・ソング(KIA Identify Song)、嗅覚を活用した KIA 香り(KIA Fragrance)を披露して各種ブランド賞を総なめにするなど、世界中で自社のブランド・アイデンティティを確立している。

こうした傾向に合わせて、韓国企業もどの感覚を活用してブランドを PR し、顧客に感動を与えるかについて考え、これを法的権利によって保護を受けられるように取り組まなければならない。しかし、韓国は一部の大企業を除いては、五感商標の創出および活用に対する認識が不十分で、市場優位の先取りに難航している。

こうした難点を解消するため、今回のカンファレンスではグローバル企業における五感商標の開発過程、マーケティングの成功例、国内・国外での紛争事例などを共有し、五感商標の出願方法および審査基準を説明するなど、五感商標の創出・活用に向けた様々な話題について深く議論する予定だ。個人および企業の関係者、弁理士業界にも非常に有意義な議論の場になると期待されている。

特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「今回のカンファレンスにより新しい種類の商標に対する認識と情報が広く知られ、韓国企業が音や映像などを商標として積極的に活用して保護を受けられれば、企業の競争力強化に役立つとみられる」と述べた。

2-11 特許庁、安東で知的財産フォーラムを開催

韓国特許庁(2014. 11. 14.)

特許庁は、慶尚北道安東市と共同で11月14日、安東大学国際交流館で知的財産フォーラムを開催する。

慶尚北道自治体としては、初めて開催される同知的財産フォーラムは、安東知識財産センターの知的財産博覧会、安東知的財産フォーラム、創造経済優秀事例集の出版記念会の順で行われる。

知的財産博覧会は、安東知識財産センターで支援した伝統産業の知的財産競争力強化事業の成果を展示する。安東知的財産フォーラムでは、「伝統産業を活用した知的財産による創造経済の活性化方策」をテーマに安東大学文化産業専門大学院のキム・シボム教授が発表を行い、主体別の役割と協力策について地域の伝統産業関係者が一堂に会して討論会を開く。

創造経済優秀事例集の出版記念会では、2013 創造経済博覧会に自治体としては唯一に出品した安東古宅のブランド化の事業成果を「安東の古宅、ブランドを着る」という本として出版する。パク・クネ政権が力点を置いて推進している創造経済の成果について、同フォーラムの参加者から注目を浴びるとみられている。

安東市は、2009年、自治体としては初めて知的財産都市を宣布し、翌年に関連条例を制定するなど、知的財産事業をリードする都市として評価されている。安東のりんご、韓牛、塩漬けのサバ「カンコドンオ」、鳥の料理「チムダク」など、地域特産品を地理的表示の団体表彰として登録しただけでなく、伝統文化遺産である古宅に知的財産を活用する新しい付加価値も創出している。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は、祝辞の中で「安東は大事に守ってきた伝統文化遺産の古宅にブランド・デザインなどの知的財産を融合させ、新しい観光資源と雇用を創出するなど、地域特性を活かした創造経済の構築に成功した」と評価し、「特許庁は、安東のように地域特性に合わせた創造経済の優秀事例を積極的に掘り出していく」と述べた。

特許庁はこれからも11月21日に全羅北道全州市、12月5日に忠清南道牙山市などで地域知的財産フォーラムを開催し、知的財産に対する認識の全国的な拡散に向けて取り組む予定だ。

2-12 特許庁、出願・登録に関する出張説明会を開催

韓国特許庁(2014.11.14.)

特許庁は、出願・登録の手続きに対する出願人の理解を深め、ユーザとのコミュニケーションによる特許行政サービスの質を向上させるため、弁理士など業界関係者を対象に出願・登録に関する説明会を11月17日、特許庁ソウル事務所の大会議室で開催する。

2010年度から毎年上・下半期に定期開催している出願・登録説明会は、今回で11回目を迎え、申請書や補正書の作成方など、出願・登録の申請手続きおよび間違いやすい留意事項、方式審査の改善内容などについて説明する。

特に、今回の説明会では非正常の正常化に向けた「登録完了前の登録料返却」の許可、海外での利便性向上に向けた「商標・デザインの英文登録書」の発給、知的財産権を獲得する機会の拡大および標準化した方式審査システムの確立に向けた「ポジティブ方式審査制度」の本格的な施行など、2015年から新しく施行される事項についても説明する予定だ。

さらに、参加者を対象に特許庁の出願サービスに対するアンケート調査を行い、ユーザの要望を収集する。

弁理士、中小企業の役職員、個人発明家など、国内・国外での出願・登録に関心のある者なら、誰でも参加できる。(お問い合わせ先：特許庁出願課、042-481-5541)

2-13 特許庁、物理・融合保安産業のIP競争力を強化

韓国特許庁(2014.11.14.)

特許庁は、14日付で締結される韓国特許情報院 - 韓国知識情報保安産業協会のMOUを皮切りに、物理・融合保安産業の特許競争力を向上するため、「物理・融合保安産業のIP競争力の向上方策」を本格的に推進する。

保安産業は、コンピューターまたはネットワーク上の情報の漏れを防ぐための伝統的な情報保安産業と個人および主な施設の安全に向けた個人識別、映像監視などの物理保安産業以外にIT技術とその他産業間の融合・複合のプロセスで生まれる融合保安産業に分けることができる。

物理・融合保安産業のグローバル市場規模は、2013年ベースで約2,700億ドルとなり、知識情報保安市場全体の約74%を占めており、年平均12.7%くらいの高い市場成長率を見せている。

同方策は、物理・融合保安産業のグローバル市場を攻略するためには、革新的なアイデアを基にした特許の創出およびその適切な活用が欠かせないという認識の下、企業が自発的に IP 競争力を高められるように支援し、産業競争力の強化を図っている。

まず、物理・融合保安分野の産官学などが参加する知的財産ネットワーク (Secu-IP Network) を構築し、企業と韓国特許情報院、韓国知識財産戦略院など、知的財産関連機関との協力基盤を整えると同時に需要者 - 供給者のコミュニケーションチャンネルを設け、企業の商品開発のアイデアにつながるように後押しする予定だ。

14 日に締結される MOU も物理・融合保安分野の知的財産ネットワーク構築の一環として行われる事業で、営業秘密の管理および紛争の解決に役立つ営業秘密原本証明サービスの支援などの協力事業により、企業の営業秘密保護力量の強化および知的財産情報の活用拡散に大いに役立つと期待されている。

また、革新的なアイデアを保有している中小企業が優秀な特許を創出し、海外市場に進出することができるよう、特許ポートフォリオ構築の支援事業である民間 IP-R&D 事業との連携を支援し、特許ビジネス専門機関であるインテレクトチュアル・ディスカバリーとも協力関係を結ぶようにする計画だ。

さらに、優秀なアイデアが適切な保護を受けられるよう、先端技術分野に対する現場教育により特許審査官の力量を強化し、業界の専門家集団を活用したオープン審査を実施するなど、審査品質の向上に向けた方策も同時に推進する。

特許庁の関係者は、「モノのインターネット時代の到来により、物理・融合保安産業は、グローバル市場の規模が急速に成長しつつあるブルーオーシャンだといえる。ICT 立国として応用技術の開発に関するアイデアが豊かな韓国の中小企業が海外市場を有効に攻略することができるように最善を尽くしていきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LG 化学-SK イノ、「3 年間の特許紛争」に終止符

デジタルタイムズ(2014.11.4)

LG 化学と SK イノベーションが未来の成長エンジンといわれる電気自動車向けバッテリー市場の育成に合意した。米国など海外企業による特許訴訟が相次ぐ中、韓国バッテ

リーの存在感を高めるためのグローバル共同戦線を構築する基盤が作られた。

SK イノベーションと LG 化学は、電気自動車向けバッテリーの中核素材であるセパレータ製造技術に関する特許訴訟を終結することにした。

両社はこれに関して、「各社の長期的な成長と発展に向けて 2011 年から進めてきたセラミックコーティングのセパレータに関する特許に関する全ての訴訟と紛争を終結し、その内容を盛り込んだ合意書を作成した」と述べた。それによって両社はそれぞれ特許審判院と特許法院に係留中にある特許無効審判などをいずれも取り下げた。

両社は合意により、今後 10 年間国内・国外において争っているセラミックコーティングに関する特許侵害禁止および損害賠償請求・特許無効訴訟を提起しないことを明示し、両社間におけるビジネスのシナジー効果を創出するほか、協力の拡大に向けて取り組むことにした。

リチウムイオン二次電池のバッテリーにおいてセパレータの役割は大きい。セパレータは、接触すると発熱や爆発などのおそれがある正極材と負極材を隔離すると同時に、気孔を通してリチウムイオンを円滑に移動させる。そのため、バッテリーの性能および安全性を決定する主な競争力の一つとされている。LG 化学は、電気自動車向け中型・大型バッテリー業界において世界トップを占めており、SK イノベーションもセパレータ市場で世界 2 位規模となっている。

業界では今回の合意により、最近相次いでいるグローバル特許紛争において韓国企業が優位を占められるきっかけになると期待している。業界によると、リチウムイオン二次電池のバッテリー分野において韓国勢のシェアは 4 割に近く、日本を抜いて国別シェアでトップを占めている。そこで、二次電池セパレータメーカーの米セルガードは、昨年、SK イノベーションにセパレータの特許侵害禁止を要求しているほか、今年初めに LG 化学を相手取って同様の訴訟を提起している。

しかし、業界ではセルガードの特許がセパレータに対するコーティングがあるのみで、リチウムイオンが循環する気孔に関する内容は含まれていない上、今回の合意により、SK イノベーションと LG 化学がグローバル訴訟について共同戦線を張ることもできるため、韓国勢バッテリーの技術力と存在感が一層高まると見通している。

パク・ジョンイル記者

3-2 SK ケミカル、ノバルティスとの「イクセロンパッチ」特許訴訟第 2 審で勝訴

デジタルタイムズ(2014. 11. 11.)

韓国製薬会社がグローバル製薬会社を相手に特許そのものを無効にさせる訴訟で勝訴した。

SK ケミカルは、貼り薬のアルツハイマー型認知症治療薬「イクセロンパッチ」について、グローバル製薬会社ノバルティスとの特許訴訟第 2 審で勝訴した。

現在、イクセロンパッチに係わる特許は、原料となる「リバスチグミン」と、これを用いたパッチ型医薬品を製造する技術の「経皮吸収製剤」と「抗酸化剤」の 3 件だ。ノバルティスは、2012 年に SK ケミカルを相手取って原料と抗酸化剤に対する特許侵害訴訟を提起し、これに対抗する形で SK ケミカルは、特許無効訴訟を提起した。

今回の特許無効訴訟第 2 審で、特許法院は原料の物質と経皮吸収製剤の特許について、いずれも「無効」と判決した。経皮吸収製剤に関する特許は、第 1 審では特許としての有効性が認められたが、第 2 審では逆の結果が出た。結局、イクセロンパッチに係わる特許 3 件はいずれも無効判決が下された。

この結果を受けて SK ケミカルは、高等法院で第 2 審が行われている特許侵害訴訟においても有利な立場を確保できると判断している。また、今年 9 月に発売したイクセロンパッチのジェネリック医薬品である「WONDRON」のマーケティングでも、特許関連の負担が解消されると期待している。今年、10 社前後の国内製薬会社がイクセロンパッチのジェネリック医薬品を発売しており、このうち SK ケミカルは唯一高容量医薬品である「WONDRON パッチ 15」の許可を保有している。

SK ケミカルのイ・インソク代表は、「一般的な侵害回避訴訟ではなく、特許無効化により当社の正当性を主張する戦略が功を奏した。グローバル競争で生き残るために、R&D 力量を確保するのはもちろん、特許紛争に備えて徹底した準備をしておく計画だ」と述べた。

ナム・ドヨン記者

3-3 サムスン電子、NVIDIA に「反訴」…虚偽広告も提起

デジタルタイムズ(2014. 11. 13.)

サムスン電子が米コンピューターグラフィックチップ・メーカーである NVIDIA を相手取って特許訴訟を起こした。これは、10月、NVIDIA が自社のグラフィックプロセッサ (GPU) に関する特許を侵害したとして提起した訴訟に対する反訴だと見られる。

13日、サムスン電子は、NVIDIA などが自社のコンピューティング技術の特許8件を侵害したとして、米バージニア州東部地方裁判所に特許侵害禁止と損害賠償、販売差し止めを求める訴訟を提起した。当該技術の特許は、主にキャッシュコントロールなど、メモリー半導体に関する特許だ。

さらに、サムスン電子は、NVIDIA が最近、自社のモバイルアプリケーションプロセッサ (AP) である「Tegra K1」とギャラクシーノート4に搭載されている AP「Exynos7」を比較し、NVIDIA の製品がより優れていると発表したという虚偽広告の内容も訴訟に追加した。

海外メディアによると、サムスン電子は NVIDIA に6件の特許侵害を、NVIDIA のグラフィックカードを使用している米 PC メーカーの velocity micro に NVIDIA への6件を含めて、計8件の特許侵害訴訟をそれぞれ提起した。

一方、NVIDIA は、先月初旬にサムスン電子の AP チップが自社の GPU に関する7件の特許を侵害したとして、米国際貿易委員会 (ITC) とデラウェア州連邦地方裁判所に提訴し、販売差し止めを要求した。NVIDIA はクアルコムも訴訟対象に入れている。

パク・ジョンイル記者

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 中国ブランドの逆襲

韓国特許庁 (2014. 11. 11.)

中国がブランドの逆襲に力を入れている。この頃の中国は、安価の商品を大量生産する「世界の工場」から離れ、ブランド立国への跳躍と中国勢のグローバルブランドの育成に向けて、国を挙げての戦略を進めている。その一環として、「2014 中国国際商標・ブランド節」が開催された。

中国国際商標・ブランド節は、中国工商行政管理総局傘下の「中華商標協会」が主管

して毎年行われる中国最大級の商標関連イベントだ。

「中華商標協会」は、主要企業と商標法人および商標分野の専門家を会員とする団体として、会員の商標権確保および保護の支援、ブランド価値に対する民間の認識向上および商標制度の改善などに向けて積極的に取り組んでおり、中国商標分野で最も大きい影響力を有している団体だ。

今年の行事は、中国全域の主要企業、商標専門家、韓国・米国・日本など主要国の外賓など 1,000 人以上が参加し、中国のブランド戦略と商標権保護に関する懸案について各種フォーラムが開催された。また、30,000 m²規模のブースが設置された中国ブランド博覧会が同時開催されるなど、過去最大級の行事となった。

中国工商行政管理総局の Liu Junchen 副局長(次官級)は、今回の行事の中で「中国内の商標出願は、2013 年の 1 年だけで 190 万件に上るなど、世界トップ水準であるにもかかわらず、中国を代表するようなグローバルブランドはほぼない」と強調し、今後はグローバルブランドの育成に力を入ると力説した。

このように、中国でブランド価値の重要性に対する認識が高まっていることや、最近中韓の間で商標出願が急増していることなどにより、商標分野における中韓の協力がいつにもまして重要視されている。2013 年ベースで韓国→中国の商標出願は 8,331 件、中国→韓国の商標出願は 2,345 件と、いずれも前年比 30%以上ずつ増加した。

韓国は、今回の行事に初めて公式の政府代表団を派遣し、中韓商標分野の協力強化を図った。特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、会期中に中国工商行政管理総局の副局長および江蘇省工商行政管理局の副局長、中華商標協会の会長と会合を開き、中国に進出する韓国企業の商標権創出および保護強化に向けた協力の活性化方策について議論した。

両国は、▲商標ブローカーと悪質のある模倣出願による不要な出願の急増とそれに伴う行政力の無駄を解消するための努力が求められるという意見に同意した。また、▲中国に進出した韓国企業の中華商標協会への加盟を推進し、両国の商標協会間の協力を強化していくことに合意した。

そのほかにも、国際商標法律フォーラムで、韓国の最新商標政策の動きについて発表し、韓国商標制度に対する理解を深めるとともに、中国と商標制度の先進化についての意見を交わした。

特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は「韓国企業が抱えている最も深刻な IP 問題は、中国内での商標侵害だ。中華商標協会に加盟すると、中国内での商標権保護に向けた人材ネットワークの構築および制度による支援に役立つと思われる」と述べた。また、「今回の行事により、中国が模倣品の国という汚名を返上し、ブランドの逆襲を狙っていることを改めて確認した。韓国企業もこれに対する徹底したブランド戦略が必要となる。特許庁も支援策を強化していく予定だ」と強調した。

2015 中国国際商標・ブランド節は、中国を代表するレジャー都市「海南」で開催される。これまでは韓国企業の参加が目立たなかったが、中国進出を試みる企業なら、有効なブランド戦略を構築するためにも同行事を積極的に活用する必要があると思われる。

4-2 ウィメプ、ブラックフライデーに関する用語独占…業界で議論

デジタルタイムズ(2014. 11. 12.)

ソーシャルコマース企業「ウィメプ(We make price)」の過度な商標権の行使により、流通会社の間で不要な対立が生まれている。

12 日、業界によると、ウィメプは「ブラックフライデー」、「ブラックプライス」、「ブラックプライスデー」など、計 14 件の商標権について登録を完了または進行している。

ウィメプが登録したブラックフライデーに係わる商標権は計 4 件で、そのうち 1 件は審査中にある。商標登録が完了した分野は、印刷物、出版物、コンピュータ・ソフトウェア、オンライン・オフラインでのチケット・割引クーポン販売代行、観光など、ほとんどの商品群に該当する。食品・日用品などについて審査中の 1 件も登録が完了すれば、事実上、ショッピング全分野に対する商標権を有することになる。「ブラックプライス」、「ブラックプライスデー」で登録した商標権も 10 件に上る。これでウィメプは、3 用語を使用した商品名を独占して使うことができる上、他社が侵害した場合は提訴することもできる。

この件について、業界は「ブラックフライデー」のような一般名詞を商標として登録するのは納得しがたいという反応だ。ブラックフライデーは、米国内で年中最大規模のショッピングデーを意味する用語で、韓国でも格安セールやプロモーションを行うときに使われてきた。そのため、業界ではウィメプの商標権登録が法律的問題はないとはいえ、業界全般で使っている一般名詞をあえて商標権として登録した行為について冷ややかな視線を向けている。

業界関係者は、「万が一、この事実を知らない零細業者が「ブラックフライデー」を使った商品を発売するとしたら、打つ手もなく追い詰められるだけだ。ウィメプが何を狙ったかは知らないが、あえて無駄な対立を生み出す必要はないと思う」と批判した。

これに対して、ウィメプは「海外からの直接購買配達の代行サービスである『ウィメプボックス』というビジネスに必要な商標権登録に限定しているだけだ。競合会社のマーケティングを制限する意図などない。ブラックフライデーという用語を制限するわけでもない」と釈明した。

競合会社が「ブラックフライデー・ショッピングセール」、「ブラックプライス・ホットディール」などの用語を使うことはできるが、「ブラックフライデー・ジーン」、「ブラックフライデーテレビ」などはウィメプのみ使えると説明している。

ただし、ウィメプが商標権を武器化したのは、今回が初めてではない。

昨年10月、Gマーケットが「スーパーディール」をオープンしたとき、ウィメプは11月、Gマーケットに対する内容証明を通じて、すでにスーパーディールは商標として登録されているため、法的措置を取らざるを得ないと告知した。「スーパーディール」は、2010年にウィメプが行った大規模プロモーションの名称で、2011年上半期にウィメプが45.4%の市場シェアを握る原動力となった。

しかし、Gマーケットがスーパーディールのイベントを開始した当時は、「スーパーディール」や「ホットディール」などの用語がネット通販業界で一般的に使われていた。さらに、その時はウィメプもスーパーディール・イベントを行っていない状況だった。結局、Gマーケットは、ウィメプによる商標権の行使に反対の意見を伝えた。数回にわたる論争と協議の末、両社いずれもスーパーディールという用語を使えるという結論を出した。その当時も業界では、商標権の行使が一般名詞においても可能なものかどうか、「スーパーディール」や「ホットディール」などが一般名詞に該当するかどうか、ウィメプの商標権行使が妥当であるかどうかについて激しい議論が行われた。

パク・ミヨン記者

その他一般

5-1 LG 電子 - グーグル「グローバル特許を共有」…10年後の特許まで

デジタルタイムズ(2014.11.5.)

LG 電子とグーグルが従来の特許はもちろん、今後 10 年間出願する特許まで共有するなど、戦略的協力関係を強化する。

5 日、LG 電子はグーグルと広範囲にわたる事業・技術の領域において「グローバル特許のクロス・ライセンス契約(Cross-licensing Agreement)」を締結した。今回の契約によって両社は、従来の特許はもちろん、今後 10 年間(2023 年まで)出願する特許も包括的に共有する。

LG 電子側は、「今回の契約は、グーグルと持続してきた戦略的協力関係を基に行われたもの」と説明した。両社は同契約により、グローバル市場での競争力のみならず、これからのビジネス展開にも良い影響を及ぼすと期待している。

LG 電子特許センターのイ・ジョンファン副社長は「革新型商品および技術の開発において、両社の協力が大いに強化された上、究極的には消費者の暮らしを改善する価値の創出に貢献すると期待している」と述べた。

グーグルのアラン・ロー特許担当顧問も「戦略的協力により、消費者本位の商品およびサービスの開発により集中できると思う」とコメントした。

パク・ジョンイル記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム